

## 第 5 号議案

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、関係条例の整備の必要があるので、この案を提出するものである。

## 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の給与に関する条例（平成17年豊後大野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「職務の分類は、規則で定める」を「分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師の職務
2級	副主任の職務
3級	主任の職務
4級	係長、副主幹の職務
5級	課長補佐、主幹の職務
6級	課長、困難な業務を行う課長補佐の職務
7級	困難な業務を行う課長の職務

(豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年豊後大野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条の見出しを「（降任、免職、休職及び降給の手続）」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第1項に該当するもの（法第28条第1項第2号の規定に該当するものに限る。）として職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（休職の事由）

第3条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職にすることができる。

(1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合  
2 法第28条第2項各号又は前項各号に掲げる場合のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間満了により復職した場合において、定数に欠員がないときには、任命権者は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを休職にすることができる。

（降給の事由）

第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

2 任命権者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

（豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年豊後大野市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える

(5) 職員の休業の状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える

(2) 職員の人事評価の状況

(公益的法人等への豊後大野市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への豊後大野市職員の派遣等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第5号中「いずれかに掲げる事由に該当して休職」を「いずれか若しくは豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第39号。以下「分限条例」という。）第3条第1項各号のいずれか若しくは同条第2項の規定に該当して休職」に改める。

第3条第5号中「第28条第2項各号」の次に「又は分限条例第3条第1項各号」を加える。

第11条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第5号中「いずれかに掲げる事由に該当して休職」を「いずれか若しくは分限条例第3条第1項各号のいずれか若しくは同条第2項の規定に該当して休職」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。